

## 諫早市と日本生命保険相互会社との包括連携協定

諫早市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力することで、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）スポーツ振興に関すること。
- （3）安心・安全なまちづくりに関すること。
- （4）産業・観光振興に関すること。
- （5）諫早市の魅力発信に関すること。
- （6）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

### （協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月31日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号  
諫早市

市長 大久保淳重

乙 長崎県長崎市万才町4番15号  
日本生命保険相互会社 長崎支社

支社長 作本豪